

災害時の応急措置に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と東御市建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急措置（下水道施設を含む）の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東御市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、応急措置を実施する必要がある場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした災害出動要請書（以下「要請書」という。様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。ただし、要請書によることが困難なときは、口頭により要請し、事後要請書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第3条 1 乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障またはやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。
2 乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急措置を実施するものとする。
3 甲は、乙の応急措置を円滑に行うために標示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 応急措置の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（報告）

第5条 1 乙は、第3条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過を甲に報告するとともにその業務を完了したときは、速やかに次の事項を記載した災害出動報告書（以下「報告書」という。様式第2号）により甲に報告するものとする。
(1) 応急措置に従事した人員及び名簿
(2) 応急措置に使用した機器類の種別及び台数
(3) 応急措置に従事した人員のそれぞれの時間
(4) 応急措置に使用した機器類の使用時間数
(5) その他必要な事項
2 甲は、前項の規定による報告書を受領したときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

（経費の負担）

第6条 1 この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲・乙協議のうえ定める額を甲が負担する。
2 前項の規定により、甲が負担する費用の清算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（相手方に対する損害補償）

第7条 1 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事したものが、そのために死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、または障害となった場合の災害補償は、労働省災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、東御市消防団員等公務災害補償条例（平成16年東御市条例第164号）の規定により補償する。
2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷にかかわる負担については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害に対しては、その賠償方法及び損害額は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第9条 乙は、第6条に規定する経費及び第7条に規定する損害補償（以下「費用等」という。）の請求については、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払い）

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

付則

（施行期日）

この協定は平成16年12月1日から施行する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成16年12月1日

甲 東御市 281 番地 2
東御市

東御市長

土屋哲男
長野県東御市長印

乙 東御市建設業協会

会長 竹内 得

